

# 選挙管理委員会 3月臨時会会議録

|          |   |
|----------|---|
| 開催日      | 令和2年3月2日(月)   |
| 開会時間     | 午前10時30分  |
| 閉会時間     | 午前11時30分  |
| 開会場所     | 選挙管理委員会室  |
| 出席者      | 選挙管理委員：松川昭義委員長、青木眞知子委員、山内栄一郎委員、渡辺秀次委員<br>事務局：吉原事務局長、長坂選挙担当係長、小泉主査、眞壁主事  |
| 次第及び会議内容 | 本日の書記：山内委員  |
| 1 決定事項   | (1) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の登録等について<br>ア 選挙人名簿<br>令和元年12月2日から令和2年3月1日までの間に登録要件を満たした者が3,520人、令和元年12月1日から令和2年2月29日までの間に抹消の対象となる者が2,855人で3月2日現在の登録者数は135,574人。登録者数は前回の登録時より665人増となる。<br>イ 在外選挙人名簿<br>令和2年2月26日から3月2日までの間に登録要件を満たした者が0人、抹消の対象となる者が1人で、3月2日現在の登録者数は513人。登録者数は前回の登録時より1人減となる。<br>(2) 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について<br>令和2年3月2日現在の直接請求に必要な選挙権を有する者の数(署名数)を次のとおり決定し、3月2日付けで告示する。<br>ア 選挙権を有する者の数の3分の1：45,192人<br>イ 選挙権を有する者の数の6分の1：22,596人<br>ウ 選挙権を有する者の数の50分の1：2,712人 |
| 2 報告事項   | (1) 当面の日程について<br>選挙管理委員が出席する令和2年7月までの主な事業(特別区選挙管理委員会連合会通常総会ほか)日程を確認<br>(2) 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について(総務省通知)<br>政府が令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、選挙を管理執行するに当たり、総務省から以下の事項に留意の上、適切な対応を図る旨、通知があった。<br>【総務省通知の対応内容】<br>・候補者説明会、立候補受付、期日前投票所、投票所及び開票所における事務従事者並びに投票立会人、開票立会人、投票管理者及び開票管理者については、マスクを着用し、咳エチケットを徹底するとともに、手洗い・うがいの実施等に努めること。  |

### 3 その他

・選挙人に対しては、投票所においてはマスクを着用し、咳エチケットを徹底するとともに、帰宅後の手洗い・うがいの実施等と呼びかけること。

#### (1) 令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の概要について

告示日：令和2年6月18日

投票日時：令和2年7月5日 午前7時～午後8時

開票開始：令和2年7月5日 午後8時50分

選挙人名簿基準日及び登録日：令和2年6月17日

上記ほかについて確認

#### (2) 東京都知事選挙に係る転入・転出者への周知チラシについて

令和2年3月18日以降に東京都内から転入した者、東京都内へ転出する者に対し、区民生活課総合窓口係と日本橋・月島特別出張所区民係で配布する周知チラシについて内容を確認し了承

##### 【周知する内容】

- ・3月18日以降、都内の他自治体から中央区に転入した方は前住所地で投票すること。（前住所地の選挙人名簿に登録されている方に限る。）
- ・前住所地で投票する場合は中央区が発行する「住民票の写し（選挙用）」等の証明書が必要になること。
- ・3月18日以降、中央区から都内の他自治体に転出した方は中央区で投票すること。（中央区の選挙人名簿に登録されている方に限る。）
- ・中央区で投票する場合は新住所地（都内）が発行する「住民票の写し（選挙用）」等の証明書が必要になること。
- ・都外へ転出した場合や都外から転入した場合は、投票できないこと。

##### 【留意事項】

- ・周知チラシは、2色刷りやさらに文字を大きくするなど、選挙人に分かりやすいよう工夫して欲しい。

#### (3) 令和2年度中央区明るい選挙推進委員研修会について

令和2年4月13日に開催する研修会では、「東京都知事選挙の展望と今後の政局について」というテーマで朝日新聞社編集委員を講師として招聘し講演を行う。

#### (4) 東京都知事選挙に係るポスター掲示場について

ポスター掲示場の設置については、公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定に基づき投票区の選挙人の数と面積に応じて設置する数が定められている。東京都知事選挙では第14投票区の選挙人の増にともない、令和元年7月21日執行の参議院議員選挙時より1カ所増の158カ所設置することとなる。

1増となる掲示場の位置は、柳橋周辺（東日本橋）を予定している。

#### (5) その他

- ・選挙人の少ない投票区については、投票管理者や立会人の確保の観点踏まえて、投票所の設置のあり方を検討する必要があると考える。例えば投票区を統合する場合は、投票しやすい環境づくりの観点から、新たに設置する投票所を共通投票所とするなど、慎重かつ丁寧な調査・研究をしていく必要がある。今後、こうした調査を行うに当たり委託する必要がある場合は、当該経費の予算化も念頭に置く必要があると思われる。